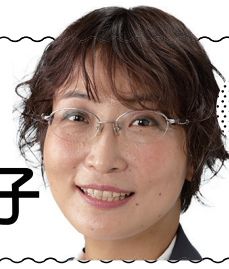


日本共産党

高槻市議員

きよた 純子



ニュース

2025年10月22日

11月号 No.144

発行：日本共産党高槻市議員団 きよた純子

連絡先：議員団控室（市役所内）

TEL072-674-7230 FAX072-674-3202



物価高騰の追い打ちから市民の暮らしを守る 日本共産党高槻市議員団が市長に要望（10月14日）

物価高騰により、市民の暮らし、業者の営業は大変深刻です。「高槻市独自の対策を」と求めました。その内容を掲載します。

暮らしの応援緊急要望

物価高騰の歯止めがききません。10月1日から食料品を中心に3024品目も値上げされました。政府による電気代とガス代の補助金が終了し、高槻市

においても水道料金が値上げされます。子育て世帯はじめ全ての世代において暮らしへの不安が大きくあります。生きていくために最低限必要な食費まで

切り詰めている人が増えていきます。物価高騰の影響を受けている市民に寄り添い、暮らし応援の施策の実施を12月議会に反映するよう緊急に要望します。

○ 第8弾のプレミアム商品券を発行すること。
○ 水道料金基本料を免除すること。
○ 学校給食のない期間、子どもへの昼食の提供をすること（お弁当券の配布な

ど）。
○ 社会福祉協議会が実施している食料支援を定期的に受けられるようにし、市民に広く周知すること。
○ 市が管理しているトイレに生理用品を

置くこと。
○ 生活保護基準と同等の収入世帯に生活保護の冬季加算と期末一時扶助と同等の補助をすること。
○ 医療機関、介護事業施設、福祉施設、就学前施設などに補助をすること。



9月議会

一般質問 殺処分ゼロ 動物との共生を

殺処分ゼロを実現している国々もあり、とくに、ドイツでは、動物愛護に関する厳格な

法律の整備や、民間団体による「ティアハイム」と呼ばれる保護施設の全国運営など、多様なアプローチにより、殺処分ゼロを実現できるシステムが構築されています。

環境省が公表している2023年度の殺処分は9017頭（うち、76・5%は猫）です。

高槻市に求めたこと

国府への要望

○ ケガや病気のある引き取り手のない犬猫も看取れる体制づくり。

殺処分率は、全国平均は20・2%、大阪は37・6%と高く、とくに、大阪は猫の殺処分はワースト8で、45・1%です。

○ 大阪府の多頭飼育対策予算（昨年度…手術頭数は府全体で38頭）を抜本的に増やすこと。

進のためのチラシ、ポスターの作成。市として地域猫活動アドバイザーの派遣をすること。

ボランティア活動の負担軽減

公益財団法人どうぶつ基金はTNR活動を推進するため、さくらねこ無料不妊手術事業を行っています。高槻

市は2024年10月からさくらねこ事業に参加し、不妊手術チケットの申請受付を行っています（2025年3月末までに115件の利用あり）。しかし、さくらねこ事業の不妊去勢手術が行える協力病院は大阪府内では8施設しかなく、高槻市内にはありません。
○ 地域猫活動の協力病院が高槻市内にもできるよう働きかけを行うこと。

9月
議会

一般質問

地域共生ステーション 住民や障害者の意見反映を

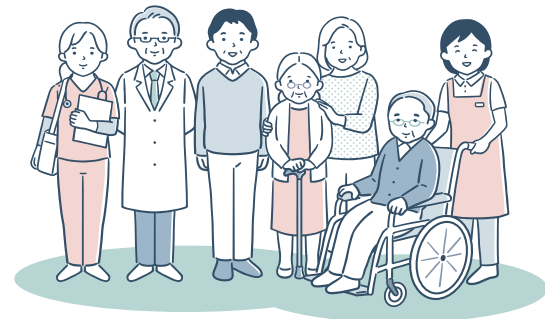
高槻市は地域共生ステーションが提供すべきサービスや機能、品質、運営のあり方などを具体的に「要求水準書」で示し、建設・運営を行う事業者を募集しています。今年の12月議会には事業者契約などの提案が行われる計画です。

きよた議員は「精神障害者、認知症、自閉症スペクトラム症、強度行動障害のある知的障害者なども安心して過ごせる仕組みはどんなものがあるのか」と質問。市は「要求水準書に聴覚・視覚など過敏性を持つ人が大きな

音や光、人混みなどの刺激を避け、安心してリラックスできる空間のセンサリールーム設置やIoTを活用し、自宅から動けない人が遠隔で就労できる環境を整備することなどを条件とし、ハード・ソフトともに可能な限り社会的排除のない空間となるよう取組を進めている」と答弁しました。きよた議員は「障害当事者がグループをつくり活動する“セルフヘルプグループ”などに貸室を無償で貸し出す等の仕組や、施設的设计段階で障害者団体に確認してもらうこと」など提案しました。

運営開始後には「地域共生ステーションミーティング」を設置し、事業者に可能なかぎり運営に意見反映ができるようにするとしています。きよた議員は「住民や障害者の意見

見を反映させるためにも運営側に障害者、高齢者福祉についての知識のある職員の配置を」と求めました。



知的障がい児者にも紙おむつを求める連絡会と

高槻市障害児者団体連絡協議会が要望書を提出(10月20日)

～要望書の内容を掲載いたします～

日常生活用具制度に知的障がい児者も紙おむつ給付対象にすることを求める要望書

障がい者の自立生活や社会参加を広げるものとして、日常生活用具の支援制度があります。身体障がい者についてはすでに紙おむつの支給制度が整って

おり、今やかけがえないものとなっています。しかし、知的障がい者については対象となっていないようです。大阪府内では茨木市で実施されています。関東地方をはじめ全国の自治体でも支給の動きがみられます。東京都では特別区が率先して知的

障がい者への紙おむつ支給制度を導入しております。実現している自治体では重度の知的障がいのために排せつのコントロールが困難であり、医師の判断のあった場合など、条件はありますが導入しています。自治体によっては障がい支援区分認定調

査で排せつが困難であり常時おむつをしているということにチェックがあることを条件としているところもあります。

今日の障がい福祉制度では知的、身体、精神の3障がいひとつのまとまった制度となる中、障がいごとの区別はあってはならない

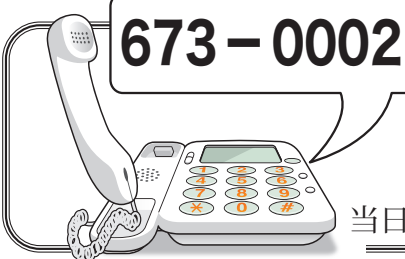
ものと考えます。

昨年度の高槻市と高槻市当局の懇談の場では当時の障がい福祉課長が「この制度を導入するかどうかの検討は終わり、現在はどういう方法であれば導入できるかの検討に入っている」と話され、私たちは制度の実現が近づいたと感じました。しかし、その後2025年予算でもみられず、私たちには動きそのものが見えてい

ません。

よって、再度、下記の項目についておねがいする次第です。

1. 知的障がい児者への日常生活用具の支給として紙おむつを位置づけてください。
2. 現在の高槻市での知的障がい児者への紙おむつ支給にかかわる検討の内容について説明をお願いします。
3. 上記の点にかかわって、私たちとの懇談の場を持ってください。



673-0002

生活相談

☆ホットライン

お困りごとはありませんか?

日時: 11月20日(木) 14:00~15:30

市議会議員
きよた純子

当日は電話で相談を受け付けます。電話イラストの上の番号におかけください。